

令和4年8月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和4年8月3日(水)午前9時30分から午前11時27分まで

場 所 相模原市役所 第3委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第31号) 相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方について
(教育局)

日程第 2 (議案第32号) 相模原市立学校の廃止について(こども・若者未来局)

日程第 3 (議案第36号) 相模原市立幼保連携型認定こども園の設置について(教育局)

日程第 4 (議案第33号) 相模原市立小学校及び義務教育学校(前期課程)において令和5年度に使用する教科用図書の採択について
(学校教育部)

日程第 5 (議案第34号) 相模原市立中学校及び義務教育学校(後期課程)において令和5年度に使用する教科用図書の採択について
(学校教育部)

日程第 6 (議案第35号) 相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において令和5年度に使用する特別支援教育関係教科用図書の採択について(学校教育部)

日程第 7 (議案第37号) 相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について(教育局・こども・若者未来局)

日程第 8 (議案第38号) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について(学校教育部)

日程第 9 (議案第39号) 令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第5号)について(教育局)

日程第10(議案第40号) 令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正(第6号)について(教育局)

日程第 1 1 (議案第 4 1 号) 相模原市指定文化財の指定に係る諮問について (生涯学
習部)

出席者 (6 名)

教 育 長	鈴 木 英 之
教育長職務代理者	小 泉 和 義
委 員	平 岩 夏 木
委 員	岩 田 美 香
委 員	宇田川 久美子
委 員	白 石 卓 之

説明のために出席した者

こども・若者未来局長	杉 野 孝 幸	学校給食・規模適正化 担 当 部 長	片 岡 聡 一
学 校 教 育 部 長	細 川 恵	生涯学習部長	増 田 美樹夫
教 育 局 参 事 兼教育総務室長	兼 杉 千 秋	教育総務室総括副主幹 (総務企画班)	的 場 秀 剛
教 育 局 参 事 兼学務課長	佐 藤 洋 一	学務課総括副主幹 (学務班)	一ノ瀬 素 弘
教 育 局 参 事 兼学校給食課長	鈴 木 一 広	学 校 教 育 課 長	松 本 祥 勝
学校教育課総括副主幹 (学力保障推進班)	中 島 哲 郎	教職員人事課担当課長 (人 事 班)	辻 野 宏
学 校 教 育 部 参 事 兼教職員給与厚生課長	長谷川 一 男	教職員給与厚生課 担当課長 (給与班)	小 川 裕 二
学 校 教 育 部 参 事 兼学校施設課長	米 山 守	教育センター所長	宮 原 幸 雄
教育センター指導主事 (研究・研修班)	佐々木 康 介	相模川自然の村 野外体験教室所長	石 長 出
青少年相談センター所長	加 藤 政 義	青少年相談センター 総括副主幹 (総務班)	長谷川 大
生涯学習部参事 兼生涯学習課長	松 本 隆 人	生涯学習課担当課長 (公民館施設班)	今 野 裕 之
文化財保護課長	武 井 弘 子	文化財保護課担当課長	松 下 勝 彦

博 物 館 長	佐々木 春 美	こども・若者未来局参事 兼 保 育 課 長	遠 山 芳 雄
保育課総括副主幹 (施 設 管 理 班)	櫻 澤 淳		
事務局職員出席者			
教育総務室主任	栗 原 明 伸	教育総務室主任	阿 部 恵 理

開 会

鈴木教育長 ただいまから、相模原市教育委員会8月定例会を開会いたします。

本日の出席は6名で定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、小泉委員と私、鈴木を指名いたします。

それでは日程に入ります。

はじめにお諮りいたします。

本日の会議の日程7、議案第37号、「相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について」から日程11、議案第41号、「相模原市指定文化財の指定に係る諮問について」までは、会議規則の規定により公開しない会議として取り扱うことに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

鈴木教育長 では、ご異議ございませんので、本日の会議のうち日程7から日程11については、公開しない会議といたします。

なお、公開しない会議とする案件は、会議の最後に審議することといたします。

相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方について

鈴木教育長 はじめに、日程1、議案第31号、「相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

片岡学校給食・規模適正化担当部長 それでは、議案第31号、「相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方について」ご説明申し上げます。

議案第31号の資料をご覧いただきたいと思います。

下段の提案の理由ですが、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により提案するものです。

その上の項目、対応方針ですが、学校再編による学習環境の整備期間を考慮し、令和8年4月を目途に、もえぎ台小学校を閉校し、相武台小学校及び緑台小学校の2校に再編するものでございます。

恐れ入ります、2枚おめくりいただきまして、上段のスライド番号、3と表示した資料をご覧いただきたいと思います。

相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会の設立の項目です。相武台周辺地域では小学校の児童数が減少し、平成29年度から相武台小学校が、令和元年度からもえぎ台小学校がクラス替えのできない1学年1学級の学年が発生する過小規模校となっております。これを解消し多様な考え方に触れることができる相武台地区の望ましい学習環境の在り方を検討するため、保護者と地域の代表者で組織する相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方検討協議会が設置され、検討が重ねられてまいりました。

下段のスライド番号4をご覧ください。検討協議会での検討状況であります。平成30年8月に設置されてから令和4年1月までに10回の検討協議会で議論が行われ、令和4年3月17日に教育委員会に検討結果の報告書が提出されました。

次のページの下段のスライド番号6をご覧ください。検討協議会での結論ですが、第1段階といたしまして小学校のうち、もえぎ台小学校を閉校し、相武台小学校及び緑台小学校の2校に再編し、過小規模校の解消を図ることとしております。

また、第2段階といたしまして、次期の方向性ですが、再編後、相武台小学校及び緑台小学校の通学区域に相武台中学校の通学区域が一致するよう、若草中学校の通学区域の一部の見直しを検討し、小・中学校の通学区域の一致を図ることとしておりますが、見直しに当たりましては、今後、麻溝台・新磯野地区整備推進事業の状況を踏まえ検討する必要があるということでございます。

次ページの下段、スライド番号8、カラーの図面をご覧ください。

検討結果を踏まえた第1段階、短期的な方向性、第2段階、次期の方向性(案)の項目ですが、先ほどの検討協議会の結論を図でお示ししているものです。緑色の部分が新しい相武台小学校、オレンジ色の部分が新しい緑台小学校の通学区域となり、黄色の枠で囲まれている部分が指定変更許可区域の設定を検討する区域となっております。こうした検討協議会の検討結果を踏まえ、教育委員会として検討した結果が今回の提案でございます。

恐れ入ります、2枚おめくりいただきまして、上段のスライド番号11をご覧くださいと思います。

市の対応方針(案)の項目ですが、学校再編による学習環境の整備期間も考慮し、令和8年4月を目途に、もえぎ台小学校を閉校し、相武台小学校及び緑台小学校の2校に再編することを提案するものです。これにより期待される効果としては、過小規模校を解消し、人間関係が固定されず、多様な考え方に触れることができ、望ましい学習環境を実現することができることや、自治会区域と通学区域が一致することで、学校と地域の連携や見守

り活動がしやすい環境づくりが実現できることになり、子供たちの教育環境を充実させることができるものと考えております。

今回の対応方針においては、若草中学校の通学区域の一部を見直し、小・中学校の通学区域の一致を図ることについては、今後の麻溝台・新磯野地区整備推進事業の状況を踏まえる必要があることから、第2段階として、さらなる再編について、今後、検討してまいりたいと考えております。

恐れ入ります、下段のスライド番号12、及び次のページの上段のスライド番号13を併せてご覧ください。

再編に当たっての課題と対応案等として、再編に当たって生じる通学区域の変更や、児童・生徒が環境の変化に対応するための取組、跡地の取扱い等の諸課題について記載しており、これらの諸課題については、今後、庁内横断的に必要な部署と連携して対応してまいります。

下段のスライド番号14、事業スケジュール(案)ですが、本日、教育委員会として取扱いの方針をご決定いただけましたら、保護者、地域への説明などを行いながら再編に向けた検討、事務手続などを進め、準備が整った段階で関係する条例や規則等の制度の改正等を行う予定でございます。併せて、第2段階の再編に係る検討組織の調整を行いまして、検討協議会を開催したいと考えています。また、事業スケジュールの下段にありますように、公共施設の再編関係の動きとも連携いたしまして、継続して関係各課との庁内の情報共有ですとか調整を図っていきたいと考えています。

以上、長くなりましたが、議案第31号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

小泉教育長職務代理者 意見になってしまうのですが、基本的に子供たちの望ましい教育環境を充実させるということで、この方針で進められたらと考えておりますが、もえぎ台小学校は、資料にもありますけど、北相武台小学校、磯野台小学校が統合されて、その歴史をもえぎ台小学校に受け継いだという、他の学校とは違う生まれだったと思うのですが、今後どのように伝統を受け継いでいくのかと。今後の課題になると思えますけど、もし今のところ考えがあればお聞かせいただきたい。

あと、第2段階は麻溝台・新磯野の地区整備事業の状況を踏まえて検討ということでは

が、例えば、どのような状況が想定されるのか、こういうところが課題だというような見通しがあれば教えていただければと思います。

佐藤学務課長 まず1点目でございますけれども、委員のおっしゃるとおり、もえぎ台小学校は北相武台小学校と磯野台小学校を統合して、もえぎ台小学校になっているという経過がございます、校地内にも記念館がございます。それぞれ2校の歴史的なものですとか、そういったものが現在の児童にも見学ができる、あるいは学ぶことができるというような施設がございますので、その扱いを今後どうしていくのか。受け継いできたものを、どのように今後新しい学校に引き継いでいくのかというのは、おっしゃるとおり課題だというふうに考えておりますので、今後しっかりと議論を重ねてまいりたいと考えております。

それから、2つ目の第2段階における麻溝台・新磯野地区の整備事業との関連でございますけれども、現在、A & Aの関係につきましては整理をしているところではあると承知しておりますけれども、今後、児童・生徒が増えていくのかというようなところが、我々の大きな関心事としてございます。課題としては、第2段階といたしましては、相武台小学校と緑台小学校の区域に、相武台中学校の区域を一致させるというようなことを取組として行いたいということでございますので、今後、そのA & A地区の人口、児童・生徒が増えるのかということをしかりと見極めていくということが必要だと思っています。要するに、若草中学校の生徒が今後どのような見込みとして出てくるのかというようなところも踏まえて、中学校区域を一致させるというような議論の深度を深めていきたいと考えているところでございます。

小泉教育長職務代理者 なかなか難しい話かと思うのですが、児童数や住民の流入数を見誤ると、また再編みたいなことになりかねないところもありますので、慎重に対応していただけるとありがたいと思います。ありがとうございました。

鈴木教育長 ほかに質疑等ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、これより採決を行います。

議案第31号、「相武台周辺地域小・中学校の学習環境のあり方について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第31号は可決されました。

相模原市立学校の廃止について

相模原市立幼保連携型認定こども園の設置について

鈴木教育長 次に、日程 2、議案第 3 2 号、「相模原市立学校の廃止について」、日程 3、議案第 3 6 号、「相模原市立幼保連携型認定こども園の設置について」は関連しますので、事務局から一括して提案説明を行い、審議した後に個別に採決を行います。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

杉野こども・若者未来局長 議案第 3 2 号、相模原市立学校の廃止、及び議案第 3 6 号、相模原市立幼保連携型認定こども園の設置につきまして、ご説明いたします。

両議案は相模原市公立特定教育・保育施設等のあり方に関する基本方針に基づき、城山地区及び藤野地区の市立幼稚園等の再編、再整備を行うため提案させていただくものです。

はじめに、議案第 3 2 号、「相模原市立学校の廃止について」をご覧ください。

1 の廃止機関ですが、相模原市立城山幼稚園及び相模原市立ふじの幼稚園です。

2 の廃止日ですが、令和 5 年 3 月 3 1 日になります。

次に、議案第 3 6 号、「相模原市立幼保連携型認定こども園の設置について」をご覧ください。

1 の設置機関ですが、相模原市立ふじのこども園です。

2 の設置日ですが、令和 5 年 4 月 1 日です。

再編、再整備の概要等につきましては、参考資料にてご説明させていただきます。参考資料をご覧ください。

2 の再編及び再整備の概要の(1)の城山地区ですが、児童数が大幅に減少している市立城山幼稚園を廃止し、地域の幼稚園教育の提供は私立幼稚園に委ねます。廃止後は敷地内に同地区にあり施設が老朽化している市立城山中央保育園及び市立城山西部保育園を集約するための新園舎を整備し、令和 8 年 4 月に「(仮称)相模原市立城山保育園」を設置する予定です。

(2)の藤野地区ですが、土砂災害計画区域に隣接する市立日連保育園を災害の心配のない市立ふじの幼稚園に集約し、令和 5 年 4 月 1 日に幼保連携型認定保育園として相模原市立ふじのこども園を設置します。この設置に併せまして、0 歳児の受入れを始めます。

廃止する施設の概要につきましては、3 の(1)が城山地区の廃止する施設で、(2)が藤野地区の廃止する施設です。

(3)の令和 5 年 4 月に設置する施設の概要につきましては、所在地、緑区吉野 1 0 3 0

番地 1 2。設置根拠は相模原市立認定こども園条例。面積は土地 6,029㎡、建物 999㎡。定員は 90 人です。

以上で、議案第 32 号及び第 36 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

小泉教育長職務代理者 施設の再編というところで理解しました。例えば、日連保育園に通っていた園児の方たちが今度は藤野に行くわけですけれども、通園の足と申しますか交通機関というか、その辺のサポートはどのようなのでしょうか。

遠山保育課長 今、日連保育園に通われている園児の方については、ほとんどの方が自家用車で保護者の方が送迎されているという状況になっております。

一方で藤野幼稚園に関しましては、幼稚園という特性上、始まりの時間と終わりの時間が決まっていますので、送迎バスを 3 台ほど出している状況でございます。基本的に対象者となるのは、旧藤野町、藤野地区の保護者の方、園児の方が対象ということになりますので、この藤野幼稚園で使っている送迎バスはそのまま残す予定で考えていますので、例えば、送迎の時間に、たまたま合うという今の保育園の園児の方が、そのバスに乗っていただいてもいいというようなことは、我々としても考えを持っておりまして、アンケートなどで、その人数などについての把握もしているという状況でございます。

ですので、結論から申し上げますと、保護者の送迎は自家用車であったり、場合によっては送迎バス、それが中心になるかと思っております。

以上でございます。

鈴木教育長 端的に言うと、藤野地区は幼稚園と保育園を統合して認定こども園にします。城山については幼稚園を廃止という、そういう理解をすればいいんですね。よろしいですか。

それでは、これより採決を行います。

はじめに、議案第 32 号、「相模原市立学校の廃止について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第 32 号は可決されました。

次に、議案第 36 号、「相模原市立幼保連携型認定こども園の設置について」を原案ど

おり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第36号は可決されました。

ここで、職員入替のため、休憩いたします。午前10時ちょうどに再開いたします。

(休憩・9:50～10:00)

相模原市立小学校及び義務教育学校(前期課程)において

令和5年度に使用する教科用図書の採択について

鈴木教育長 休憩前に引き続き会議を続けます。

日程4、議案第33号、「相模原市立小学校及び義務教育学校(前期課程)において令和5年度に使用する教科用図書の採択について」を議題といたします。

なお、審議に当たりましては、発行者名につきましては略称を用いて、敬称は省略させていただきます。それでは事務局より説明をいたします。

細川学校教育部長 議案第33号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に則り、相模原市立小学校及び義務教育学校前期課程において令和5年度に使用する教科用図書を採択いただきたく提案するものでございます。

具体的なことにつきましては、学校教育課長より、ご説明申し上げます。

松本学校教育課長 それでは、議案第33号について、ご説明申し上げます。

令和4年5月の教育委員会定例会議案第25号におきまして、教科用図書の採択基本方針といたしまして、相模原市立小学校及び義務教育学校(前期課程)において令和5年度に使用する教科用図書は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に則り採択する」とご決定いただきました。よって令和5年度に相模原市立小学校及び義務教育学校(前期課程)において使用する教科用図書につきましては別紙一覧のとおり、現在使用しているものと同じのものを採択いただきたく提案申し上げます。

以上、よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 確認になりますけれども、昨年度も同一の教科用図書の採択をすることを決定した記憶がございますが、今年度も採択を行っていく必要があるということによろしいのでしょうか。

松本学校教育課長 おっしゃるとおりでございます。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条におきましては「政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする」と定められておりまして、今年度におきましても、そのように提案するものでございます。

小泉教育長職務代理者 現在使用している教科用図書の採択については、令和元年度に相模原市の子供たちの実態に照らし合わせ議論を尽くし決定したことです。この一覧のとおり進めていただけたらと考えています。今後も子供たちが未来を切り拓く力を身につけていけるよう教科用図書の効果的な活用をお願いしたいと考えております。

以上です。

鈴木教育長 今、小泉委員から意見をいただきました、教科用図書の効果的な活用については事務局としても引き続き努力していただきたいと思っております。

ほかに質疑、ご意見等ございますか。よろしいですか。

ありませんので、これより採決を行います。

議案第33号、「相模原市立小学校及び義務教育学校（前期課程）において令和5年度に使用する教科用図書の採択について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第33号は可決されました。

相模原市立中学校及び義務教育学校（後期課程）において

令和5年度に使用する教科用図書の採択について

鈴木教育長 続きまして、議案第34号、「相模原市立中学校及び義務教育学校（後期課程）において令和5年度に使用する教科用図書の採択について」を議題といたします。

先ほどと同様、審議に当たりましては、発行者名については略称を用いて、敬称は省略させていただきます。それでは事務局より説明をいたします。

細川学校教育部長 議案第34号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に則り、相模原市立中学校及び義務教育学校（後期課程）において令和5年度に使用する教科用図書を採択いただきたく提案するものでございます。

具体的なことにつきましては、学校教育課長より、ご説明申し上げます。

松本学校教育課長 それでは、議案第34号について、ご説明申し上げます。

令和4年5月の教育委員会定例会議案第25号におきまして、教科用図書の採択基本方針といたしまして、相模原市立中学校及び義務教育学校（後期課程）におきまして令和5年度に使用する教科用図書は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に則り採択する」とご決定いただきました。よって令和5年度に相模原市立中学校及び義務教育学校（後期課程）において使用する教科用図書につきましては、議案の裏面に印刷されております別紙一覧のとおり、現在使用しているものと同じのものを採択いただきたく、ご提案申し上げます。

以上、よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 現在使用している教科用図書の採択については、令和2年度に全ての種目、また、令和3年度に社会科の歴史分野において議論を尽くし決定したことで、このとおり進めていただけたらと考えています。令和5年度は、これらの教科用図書を用いた3年目の年となろうかと思えます。学習指導要領の趣旨の実現に向けて教科用図書を効果的に活用していただけたらと考えております。

以上です。

鈴木教育長 意見ということでよろしいですか。ありがとうございます。

ほかに質疑、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

ありませんので、これより採決を行います。

議案第34号、「相模原市立中学校及び義務教育学校（後期課程）において令和5年度に使用する教科用図書の採択について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第34号は可決されました。

相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において

令和5年度に使用する特別支援教育関係教科用図書の採択について

鈴木教育長 次に、議案35号、「相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において令和5年度に使用する特別支援教育関係教科用図書の採択について」を議題といたします。

審議に当たりましては、発行者名につきましては略称を用いて、敬称は省略させていただきます。それでは事務局より説明をお願いいたします。

細川学校教育部長 議案第35号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校で令和5年度に使用する特別支援教育関係教科用図書として、学校教育法第34条第1項及び附則第9条第1項の規定により教科用図書として使用する図書につきまして、採択いただきたく提案するものでございます。

具体的なことは、学校教育課長より、ご説明申し上げます。

松本学校教育課長 それでは、議案第35号について、ご説明申し上げます。

まずはじめに、特別支援教育関係教科用図書の概要について、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案第35号資料の最後のページ、28ページをご覧いただけたらと存じます。参考資料2でございます。

特別支援学級に在籍する児童・生徒につきましては、資料の から までの4つの図書について教科用図書として使用することができるものでございます。

につきましては、通常の学級と同じ教科用図書でございます。

につきましては、特別支援学級の児童・生徒が在籍する学年よりも下の学年の教科用図書になるものでございます。例えば、小学校5年の特別支援学級に在籍する児童の場合、小学校2年とか小学校3年とか、そういった下の学年の教科用図書を使用することができるものでございます。

につきましては、「文部科学省著作特別支援学校用教科用図書」でございます。この内容につきましては、視覚、聴覚障害者用や「星本」と呼ばれる知的障害者用がございません。星本につきましては、星が1つから5つまでのものがございまして、これにつきましては児童・生徒の実態に応じて選択できるようになっているものでございます。

また、 から の教科用図書で適当なものがないという児童・生徒に対して使用できるものとしたしまして、 の学校教育法附則第9条の規定による「一般図書」を教科用図書として使用することができるものとなっております。9条本とも呼ばれておりますが、これらの一般図書につきましては、特別支援学級の児童・生徒の実態に合わせまして保護者と学級担任が相談しまして教科用図書として選定するものでございます。

次に、特別支援教育関係教科用図書の採択について、ご説明申し上げます。資料の2ページをお開きいただけたらと存じます。別紙1でございます。

まず、令和5年度に小学校及び中学校で使用される点字版や星本を含めた文部科学省が著作の名義を有する特別支援学校用の教科用図書について採択をしていただきます。また、学校教育法附則第9条により定められた教科用図書、いわゆる一般図書につきまして、恐

れ入りますが、資料9ページをお開きください。

別紙2とございますが、令和5年度に相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校の特別支援学級で使用できる学校教育法附則第9条の規定による教科用図書、一般図書の一覧とございますように、児童・生徒の教育的ニーズに応じたものとなるよう、文部科学省の一般図書契約予定一覧の中から、本市における採択基本方針や観点を踏まえた上で、各学校において調査報告されたものを本市の一覧として採択していただきますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いします。

宇田川委員 ありがとうございます。特別支援学級では、児童・生徒の実態というものに則した上で、教育的ニーズに応じて教科用図書を使用しているということがよく分かりました。その中で一般図書は学校ではどのくらい使われているのでしょうか。

佐々木教育センター指導主事 今年度は、一般図書を使用している学校は、小学校が70校中60校、中学校は35校中22校、義務教育学校は1校中1校でございます。全体の約8割の学校が一般図書を使用しております。

鈴木教育長 よろしいですか。ほかにございますか。

岩田委員 学校では一般図書の採択の候補をどういうふうに決めているのか教えてください。

佐々木教育センター指導主事 文部科学省が一般図書契約予定一覧として約3,500冊を提示しております。相模原市では、その中で過去に多く使用されてきたものや他市で多く使用されてきたものを380冊のリストにまとめまして、総合学習センターの図書閲覧室に、それらの一般図書を常設展示しております。児童・生徒の実態に合わせ展示されているものや文部科学省より提示されている一覧から選んでおります。今年度は、別紙2の9ページの一覧にありますとおり、679冊の希望があり、そのうち192冊が相模原市のリストにあるもので、そのほかの487冊は文部科学省より提示されているものでございます。約30%が相模原市のリストより選ばれております。

白石委員 今、説明がございましたけれども、その中でどのような一般図書が多く使用されているのでしょうか。

佐々木教育センター指導主事 今年度多く使用されている一般図書でございますが、東京

書籍の「小学生の英語絵ずかん」や小学館の「マンガでわかるよのなかのルール」、ことばとの「初級編ステップアップ ことば・もじ」、「中級編ジャンプアップ さんすう」などがあります。

岩田委員 どのような基準で、その一般図書というのは選ばれているのか教えていただきたいなと思います。また、併せて先生方からの意見などがあつたら、それも教えてください。

佐々木教育センター指導主事 一般図書を選定するに当たりまして、個別の指導計画を基に担任が児童・生徒一人ひとりの状況を把握し、保護者との話し合い等も行いながら選んでおります。

先生方からの声としましては、「情報量が適切で分かりやすい」、「絵が多くて見やすい」、「実生活につながる」などの理由により選んでいるという意見をいただいております。

平岩委員 今のご説明で、実生活につなげていくという理由が挙がっているということだったのですが、やはり学んだことを実際の生活につなげていくこと、これは子供たちの自立に向け、とても大事なことだと感じます。児童・生徒の実態に合った一般図書を先生方がきちっと選んでくださっているということがよく分かりました。ありがとうございます。

小泉教育長職務代理 意見になりますが、一人一人に適した教科用図書を活用しまして、学習状況が異なる児童・生徒への個別最適な学びを充実させていってほしいと考えています。

鈴木教育長 よろしいでしょうか。

それでは、他に意見等ございませんので、これより採決を行います。

議案第35号、「相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校において令和5年度に使用する特別支援教育関係教科用図書の採択について」原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第35号は可決されました。

それでは、ここで前回定例会後の私の活動状況等について、ご報告いたします。

7月26日に令和4年度相模原市立小学校教育研究会、全体の研修会に出席をさせていただきました。場所はグリーンホールでしたが、感染者が増えたのでハイブリッド方式で、一部参加者の人数を絞って開催させていただいて、講演は劇作家の鴻上尚史先生が「コミ

コミュニケーションのヒント」ということで、声の強弱、質、あるいは速さを変えることによって伝わり方が変わりますよという、かなり先生にとってインパクトのある内容だったと思います。

そのほかは8月1日に学校事務職員が採用されましたので、その辞令交付を行ったところでございます。

また7月の下旬以降、小・中学生のコロナの陽性者が全市的、全国的に増えているような状況なので、その対応等もさせていただきました。

次回の開催予定

鈴木教育長 では、ここで次回の会議予定を確認いたします。

次回は9月14日水曜日午前9時30分から、第一特別会議室で開催する予定でよろしいでしょうか。

それでは、次回の会議は9月14日水曜日午前9時30分からの開催予定といたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開後の審議については公開しない会議といたしますので、関係する職員以外の方は退出をしてください。

(休憩・10:20～10:28)

相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について

鈴木教育長 休憩前に引き続き会議を続けます。

日程7、議案第37号、「相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

片岡学校給食・規模適正化担当部長 議案第37号、相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

まず本議案の提案理由でございますが、議案の3ページをお開きいただきたいと存じます。

3ページ、下の方でございますけれども、本議案は、城山地区における市立保育所及び市立幼稚園の再編に伴う相模原市立城山幼稚園の廃止、並びに藤野地区における市立保育所及び市立幼稚園の再編に伴う相模原市立ふじの幼稚園の廃止、並びに相模原市立鳥屋小学校及び相模原市立鳥屋中学校の廃止、並びに義務教育学校である相模原市立鳥屋学園の設置について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原

市長から意見を求められたため、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により提案するものです。

恐れ入ります、議案の1ページにお戻りいただきたいと思ます。

改正内容でございます。4行目、本則中というところです。本則中「幼稚園、」を削り、「別表第4」を「別表第3」に改めるものです。続いて、城山幼稚園及びふじの幼稚園の廃止により、別表第1の幼稚園の表を削るものです。

次に、鳥屋小学校及び鳥屋中学校の廃止、並びに鳥屋学園の設置により、別表第2の小学校の表から「相模原市立鳥屋小学校」の項を削り、同表を「別表第1」といたしまして、別表第3の中学校の表から「相模原市立鳥屋中学校」の項を削り、同表を「別表第2」とするとともに、別表第4の義務教育学校の表に、名称「相模原市立鳥屋学園」、位置「相模原市緑区鳥屋1339番地」を加え、同表を「別表第3」とするものです。

続きまして、附則、下段の方ですけれども、第1項は本条例の施行日、施行期日を令和5年4月1日といたすものです。また第2項から第9項までは、本条例の改正に伴い相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の関係条例につきまして、用語の整理等、所要の改正の必要が生じるため、附則において該当する条例を改正するものがございます。

関係資料といたしまして、ページを2枚おめくりいただきまして、下の方にページ番号を振ってございますけど、1ページに城山幼稚園、2ページにふじの幼稚園、3ページに鳥屋小学校の案内図をそれぞれお示ししております。

また、鳥屋学園につきましては、さらに1枚おめくりいただきまして、関係資料4ページの案内図にお示したとおり、現在、鳥屋中学校がございませ相模原市緑区鳥屋1339番地に設置いたすものがございます。

鳥屋学園の施設の配置等につきましては、5ページの配置図、6ページの1階・2階の平面図、7ページの3階平面図のとおりでございます。

以上で議案第37号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

端的に申し上げます、学校設置条例から、先ほどご審議いただいた幼稚園の項目を削って、鳥屋小・中を鳥屋学園という義務教育学校にするということを市議会に提案するに当

たつて、市長から意見を求められておりますので、これに同意してよろしいかというものです。

それでは、これより採決を行います。

議案第37号、「相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第37号は可決されました。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う

関係条例の整備等に関する条例について

鈴木教育長 次に、日程8、議案第38号、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について」を議題といたします。事務局より説明をいたします。

細川学校教育部長 議案第38号、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について」ご説明申し上げます。

はじめに提案の理由でございます。議案の最終ページをご覧ください。

本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律による地方公務員法の改正に伴う職員の定年の引上げに係る関係条例の整備その他所要の改正をすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求められたため、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定に基づき、これに同意いたしたく提案するものでございます。

議案とは別にお配りいたしました議案第38号関係資料の1ページをご覧くださいと存じます。

はじめに、1、改正又は廃止の内容のうち(1)相模原市職員の定年等に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

アの定年制度に係る規定の改正につきましては、定年を現行の60歳から65歳に引き上げるものでございます。

イの管理監督職勤務上限年齢制に係る規定の追加につきましては、管理監督職を占める職員について、60歳に到達した翌日から次の4月1日までの間に管理監督職以外の職へ異動する、いわゆる役職定年制の規定を設けるとともに、1ページ下段の(エ)異動期間

等に係る特例として、aにあるとおり、公務の運営に著しい支障が生じる一定の事由があると認められる場合や、2ページのcのとおり、欠員を容易に補充することができない年齢別構成等の特別の事情がある職務の内容が相互に類似する管理監督職群については、管理監督職以外の職へ異動するための異動期間を延長することができる特例規定を設けるものでございます。

ウの定年前再任用短時間勤務制に係る規定の追加につきましては、60歳に達した日以後に退職した者であって、その者に係る定年退職日相当日までの間にある者を、従前の勤務実績等に基づく選考により短時間勤務の職に採用することができる規定を設けるものでございます。

エの経過措置に係る規定の追加につきましては、定年の引上げについて、令和5年度から令和13年度まで2年に1歳ずつ定年を段階的に引き上げる経過措置を設けるものでございます。

オの情報の提供及び勤務の意思の確認に係る規定の追加につきましては、職員が60歳に達する前年度において、60歳以後に適用される任用や給与等の必要な情報を提供するとともに、60歳以降における勤務の意思を確認するための規定を設けるものでございます。

3ページをご覧ください。(2)相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正、(3)相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、改正内容が同様であるため(2)相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正の例により、一括してご説明申し上げます。

アの定年前再任用短時間勤務職員に係る規定の整理につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の給料に係る規定を整理するほか、所要の用語の整理を行うものでございます。

イの職員の定年の引上げに伴う措置に係る規定の追加につきましては、60歳に達した日後における最初の4月1日以降の給料水準を7割とする規定や、役職定年により降格した職員の給料水準が激変しないよう調整額を支給するための規定を設けるものでございます。

次に、(4)教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正につきましては、教員の給与の4%分として支給される教職調整額の算定に当たっては、先ほどご説明申し上げた役職定年により降格した職員の給料水準が激変しないよう支給される調整額を含めて算定する規定を設けるものでございます。

(5) 相模原市職員の退職手当に関する条例の一部改正につきまして、4ページをご覧ください。

アの定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例に係る規定の改正につきましては、引き続き50歳以上の職員を特例措置の対象とするため、定年との年齢差を10年から15年にするものでございます。

イの職員の定年の引上げに伴う措置に係る規定の追加につきましては、職員が60歳に達した日以後、非違によることなく退職した場合には、退職手当の基本額は定年退職した場合と同様に算定する規定や、給料が7割水準に減額される前の勤続期間に係る退職手当の基本額については、減額前の給料水準で退職手当を算定する、いわゆるピーク時特例等の規定を設けるものでございます。

次に、(6) 相模原市職員定数条例の一部改正につきまして、定年の段階的な引上げにより定年による退職者が発生しない年度の翌年度についても、新規採用者を継続的に確保する必要があるため、一定の範囲内で条例上の定数を一時的に超えることができる規定を設けるものでございます。

次に、(7) 相模原市職員の懲戒の手續及び効果に対する条例の一部改正から、5ページの(13) 相模原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正につきましては、職員の年齢の引上げに伴い所要の規定の追加や用語の整理等を行うものでございます。

最後に2の施行期日についてでございます。施行期日は令和5年4月1日とするものでございますが、6ページにございましており、経過措置として65歳に達した年度末まで定年退職者等を暫定再任用職員として採用できる規定を整備するほか、準備措置として、情報の提供及び勤務の意思の確認については公布の日から行うこととしております。

長くなりましたが、以上で議案第38号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 正直よく分からないのですが、学校現場や役所の人たちで該当する人が将来的に今までのライフワークからどう変わるのであるとか、今までの定年とどこが違うのかというような周知がやっぱり必要だと思っておりますけれども、そういった職員への周知であるとか、例えば、大まかに言うと、こういうところが変わりますというような

アナウンス等は予定されているのでしょうか。

長谷川教職員給与厚生課長 この制度については広く周知いたしますし、特に従来の定年である60歳を迎える前年度の59歳の年度に、該当職員には細かく説明をして、その後どういう選択をされるのかという意思確認を併せてする予定でございます。

以上です。

小泉教育長職務代理者 この条例の条文だと分かりにくい部分が正直ありますので、例として、校長先生が現行60歳を迎えるとどうなるかとか、今後、制度によってどう変わるのかというのを、具体例で説明していただけると分かりやすいと思うので、お願いしたいと思います。

長谷川教職員給与厚生課長 今までは、校長先生、副校長先生が60歳を迎えますと、定年ということで退職になるのですが、その後は再任用ということで同じ校長職や副校長職で勤務を継続することができました。今後は、新しく定年が延長されますと、新しい定年年齢になるまでは、本人の希望にもよるのですけれども、校長、副校長の場合は特例制度を使わせていただいて、そのまま校長、副校長を続けていただくこともできます。

また、60歳で一区切りしたいという方もいらっしゃるかと思います。そういった場合は定年前の再任用制度ということで短時間の勤務をすることもできます。

定年前短時間の再任用の場合は、校長、副校長以外の職にはなりませんけど、そういった道もございます。さらに、新しくなりました、延長された定年退職日以降については、65歳までの間、暫定再任用制度という、これまでの再任用制度と同じ制度が経過措置として設けられます。こちらは短時間もフルタイムもできます。特例で校長先生を続けていただいて、新しい定年退職日以降は、暫定再任用制度により、フルタイムで校長、副校長を続けていただくこともパターンとしてはあるかと思います。

以上です。

鈴木教育長 若干分かりにくいですが、我々一般職であれば部長なり課長というのは、役職定年で、もうその席にはつけませんが、給料は定年のときの7割は保障しますと。学校の仕組みで申し上げれば、管理職といわれる校長、副校長を役職定年にしてしまうと、年齢構成とか、そういう面から若干課題があるので、特例を使って再任用をお願いするというのが実情です。

長谷川教職員給与厚生課長 役職定年の特例ですので、退職することなく、新しい退職日まで、そのまま校長、副校長をお願いするという形になります。

小泉教育長職務代理者　ちなみに退職金というのはいつももらえるのでしょうか。あと、先ほど説明がありましたけれども、職員の定数条例の一部改正で、定数を超えることがあっても、採用することができるというお話を伺いましたけれども、大体どのくらいの規模を想定されるのでしょうか。

鈴木教育長　定数の方は難しければ退職金の方だけでも。

長谷川教職員給与厚生課長　退職金につきましては、当然退職されるタイミングということで、先ほど言った一区切りつけたいということで、扱いとしては普通退職になるのですが、算定上は定年退職と同じ算定方法で受け取ることもできますし、当然延長された新定年、それが61、62とだんだん延びていくのですけれども、そこで退職日を迎えますと、その段階で4月頃に受け取ることになります。

定数の関係につきましては、基本的に2年に一遍、引き続き勤務いただくということで定年が出ない年がございますけれども、そのときには延長された人の半分ずつを、平準化ということで、採用するということが、一時的に定数を超える時期が2年に一遍出るというふうなことになります。

以上です。

鈴木教育長　これも分かりにくいですが、定数条例ということで、職員の採用できる数を議会に諮って決めているのですが、定年延長になりますと、定数条例に近い場合に新たな職員を採用することができなくなりますので、2年に1回その退職を見て、一応今の考え方は2分の1ということで。実際にどのぐらいの数になるのかというのは、市長事務局と調整しながら決めていく話かと思っています。

岩田委員　特に今回のことに限らないのかもしれないのですが、この10ページから11ページに表があって、表のところが前は再任用職員だったのを定年前再任用短時間勤務職員に改めて、次のようにということで、基準給与月額が18万6,000円から43万9,300円になっているのですが、この表だけ見ると、一番目の表は9段階に分かれて、次は5段階に分かれて、次は8段階に分かれて、11ページは4段階に分かれているけれども、何が基準で自分がどこにいるのか、これどういうふうに見るのが全然分からなかったのですが、教えていただけますでしょうか。

鈴木教育長　この表は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理ということで、給与条例の改正になりますが、別表の第1というところは一般の行政職になる。別表第2からについてはいかがでしょうか。

長谷川教職員給与厚生課長 10ページ、11ページはすべて一般職の給与に関するもので、13ページ、14ページにある表が教職員分を表したものでございます。

岩田委員 そういうときに、この表の中に1級、2級とか普通入れるものではないでしょうか。これはそういうものだということかもしれないですが、表として分かりづらいなと思いました。

長谷川教職員給与厚生課長 確かに見づらいですね。法制的にいいますと、変更部分だけの表を切り取って表しておりますので、分かりづらい表現になっておりますけど、実際の完成したものになりますと、先ほど申し上げたような級ごとにあるというのが、分かるようなつくりになってございます。

鈴木教育長 条例上の改正なのでこのような表記となっておりますが、本当はもう少し分かりやすい関係資料をつくった方がいいのかなという感じがします。

白石委員 先生方、特に校長、副校長の方は、基本的には役職定年は、本人の希望にもよりますけども、ないということの理解でよろしいのでしょうか。

また、役職定年で、そういう管理職ではなく普通の教員として担任をやりたいとか、そういうことはできるのでしょうか。

辻野教職員人事課担当課長 そのような形でご勤務いただくこともできます。

白石委員 相模原市に限らず全国的に教員がなかなか不足していているというのが大きなニュースになっている中で、どういうふうに教員の数を担保というか確保していくかというのは非常に大事なことだと思います。募集をしても応募がなければ、採用は難しい話ですし、また相模原市に来てくれるかというのも、難しい話かもしれない中で、唯一定年を迎えた方は相模原市にずっと勤務していただいている、それなりの能力とか信用もある中で、そういう先生方を、定年が延長されることをうまく活用して、教員が不足にならないような方向にもっと活用していければと感じましたので、ぜひそういうことも含めて、定年延長と同時に教員の不足をうまく解消できる手段にならないかなとも感じました。

以上です。

鈴木教育長 これより採決を行います。

議案38号、「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第38号は可決されました。

令和４年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正（第５号）について

令和４年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正（第６号）について

鈴木教育長 次に、日程９、議案３９号、「令和４年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正（第５号）について」、日程１０、議案４０号、「令和４年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正（第６号）について」は関連しますので、事務局から一括して説明を行い、審議をした後、個別に採決を行います。事務局より説明をいたします。

片岡学校給食・規模適正化担当部長 議案第３９号及び議案第４０号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、令和４年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものです。

はじめに、議案第３９号、令和４年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正（第５号）につきまして、ご説明申し上げます。恐れ入ります、１枚おめくりいただきまして、議案第３９号別紙、令和４年度相模原市一般会計補正予算第５号教育委員会所掌分の４ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、教育費全体の補正について、ご説明申し上げます。

「款５０ 教育費」ですが、補正前の歳出予算額４４８億４９２万円から３億５，６１０万円を増額し、計４５１億６，１０２万円とするものです。

次に、教育委員会の所掌に係る予算の補正の内容について説明申し上げます。

「項１０ 小学校費」、「目５ 学校管理費」及び「項１５ 中学校費」、「目５ 学校管理費」ですが、それぞれの説明欄１、小学校維持管理費、中学校維持管理費につきましては、燃料価格高騰により小学校、中学校等の電気料金を増額するものでございます。それぞれの説明欄２の小学校教材等整備事業、中学校教材等整備事業、及び説明欄３の学校情報教育推進事業につきましては、コロナ禍におけるオンライン学習環境の充実を図るため、大型提示装置、いわゆるモニターを整備する経費を増額するものでございます。

次に、関連する歳入について、ご説明いたします。恐れ入ります、２ページにお戻りいただきたいと思います。

「款５５ 国庫支出金」、「項１０ 国庫補助金」、「目５ 総務費国庫補助金」でありますが、大型提示装置の整備に関わる経費について、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を見込むものでございます。

続きまして、議案第40号、令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正（第6号）について、ご説明申し上げます。恐れ入ります、議案第40号別紙、令和4年度相模原市一般会計補正予算第6号教育委員会所掌分の6ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出の部分です。はじめに、教育費全体の補正について、ご説明申し上げます。

「款50 教育費」でございますが、補正前の歳出予算額451億6,102万円から5億7,647万円を増額し、計457億3,750万円とするものです。

次に、教育委員会の所掌に関わる予算の補正の内容について、それぞれご説明いたします。

「項5 教育総務費」、「目15 教育指導費」でございますが、鳥屋地域における義務教育学校を開校するに当たり、学校間ネットワークサーバーシステムの設定変更等に係る経費について増額するものでございます。

その下、「目20 学校給食センター費」でございますが、各給食センターにおいて、新型コロナウイルス感染症感染拡大を防止するため、トイレの手洗い等の水栓を自動水栓化する経費を増額するものでございます。

「目25 青少年相談センター費」でございますが、説明欄1、相談指導教室事業につきましては、相談指導教室におけるWi-Fi環境の整備に係る経費を増額するものでございます。

説明欄2、施設維持補修費につきましては、青少年相談センターにおいて、トイレの手洗い等の水栓を自動水栓化する経費を増額するものでございます。

左側の下段「目30 野外体験教室費」でございますが、相模川自然の村野外体験教室において、トイレの手洗い等の水栓を自動水栓化する経費、及び地下ピット照明の修繕に係る経費を増額するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、8ページをご覧くださいと存じます。

「項10 小学校費」、「目5 学校管理費」、及び中段「項15 中学校費」、「目5 学校管理費」でございますが、それぞれ右の説明欄2、小学校校舎等維持管理補修費、中学校校舎等維持管理補修費については、児童・生徒の学校施設の安全安心の確保を図るため屋外階段の塗装や保健室の空調機を更新する経費を増額するものでございます。

説明欄3、小学校教材等整備事業、中学校教材等整備事業、さらに説明欄4の学校情報教育推進事業につきましては、学校図書館図書標準未達成校において、図書を購入し良好

な読書環境を整備する経費、劣化が生じております児童・生徒用の椅子や机の更新に係る経費、そして、鳥屋地域における義務教育学校を開校するに当たり、物品の整備に係る経費について増額するものです。それぞれの説明欄 1 の小学校維持管理費、中学校維持管理費については、ただいまご説明いたしました、児童・生徒用の椅子と机を更新するに当たり、古い椅子や机の廃棄に係る経費を増額するものでございます。

中段の「項 10 小学校費」、「目 10 学校保健費」でございますが、小学校給食配膳室内の温度を適正に保ち、調理済みの給食を安全に保管するため、空調機を設置する経費を増額するものでございます。

「項 20 社会教育費」、「目 5 社会教育総務費」でございますが、図書館等社会教育施設においてトイレの手洗い等の水栓を自動水栓化する経費、及び博物館の防火扉や古民家園の消防用設備等の修繕に係る経費を増額するものでございます。

次に、10 ページをご覧いただきたいと存じます。

「目 18 文化財保護費」でございますが、国登録有形文化財である旧笹野家住宅附属の土蔵等について、解体及び部材調査等に係る経費を増額するものでございます。

「目 25 公民館費」でございますが、公民館において、トイレの手洗い等の水栓を自動水栓化する経費、及び城山公民館のエレベーターの更新に係る経費を増額するものでございます。

「目 45 博物館費」でございますが、博物館において、Wi-Fi の整備に係る経費及び燃料価格高騰により博物館とその所管施設の電気料金等を増額するものでございます。

下段の「款 55 災害復旧費」、「項 2 災害復旧費」、「目 20 文化施設災害復旧費」につきましては、令和元年東日本台風により被災した藤野北小学校において、神奈川県治山工事が完了する見込みとなったため擁壁等の復旧に係る経費を増額するものでございます。

続きまして、関連する歳入について、ご説明いたします。恐れ入ります、4 ページにお戻りいただきたいと存じます。

「款 55 国庫支出金」、「項 5 国庫負担金」、「目 20 災害復旧事業費国庫負担金」につきましては、令和元年東日本台風により被災した藤野北小学校における災害復旧事業に対して見込むものでございます。

「項 10 国庫補助金」、「目 5 総務費国庫補助金」につきましては、Wi-Fi 環境の整備やトイレの手洗い等の自動水栓化に係る事業に「新型コロナウイルス感染症対応

地方創生臨時交付金」を見込むものでございます。

続きまして、関連する地方債補正について説明いたします。

下段です。「款 90 市債」、「項 5 市債」、「目 43 災害復旧事業債」、「節 20 文教施設災害復旧債」につきましては、令和元年東日本台風により被災した藤野北小学校における災害復旧事業に対して見込むものでございます。

次に、関連する繰越明許費の補正について、ご説明申し上げます。1ページにお戻りいただきたいと存じます。

「款 50 教育費」、「項 10 小学校費」、「項 15 中学校費」、「項 20 社会教育費」及び「款 55 災害復旧費」、「項 2 災害復旧費」につきましては、年度内の完了が見込めないことから令和5年度への繰越明許費を設定するものでございます。

以上で議案第39号及び第40号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 まず39号からですけれども、モニターというお話があったのですけれども、大体の台数的な規模はどうかということ。

あと、40号に主に書かれておりますけれども、水栓化というところで、ほぼほぼこれで完了するのか、まだまだあるのか、その辺の見立てを教えていただけたらと思います。

佐藤学務課長 それでは、まずモニターの方のご質問なのですが、台数でいいますと、今回大型提示装置ということで、我々学務課分として、500台を見込んでおります。この学務課分というのは、既に平成21年に導入したテレビがございますけれども、それが老朽化をしているということで、昨年の12月にも補正予算で更新をさせていただきました。340台ほど更新をしたのですが、今回500台を更新させていただいて、まだ残りが、21年に導入したもので約900台ございます。それはまた計画的に更新をしていきたいと思っておりますけれども、今回の規模としては500台という形になります。

それから教育センターの方で202台を見込んでおりますが、これは平成21年に導入したときに、特別支援学級のクラス数に依らず、各学校1台で導入していたという経過がございますので、支援学級に導入されていない大型提示装置がございますので、それを202台分、今回の補正で導入すると、そういう規模でございます。

兼杉教育総務室長 トイレの手洗いの自動水栓化につきましては、学校施設につきまして

は先んじて取り組んできたところでございます。ここで社会教育施設及び相模川自然の村野外体験教室等の教育機関につきましても、調査を行いまして、今回の補正により自動水栓化を進めて、ほぼ完了というところになります。

鈴木教育長 基本的には教育関係は終わったという理解でいいですか。

兼杉教育総務室長 はい、それでよろしいと思います。

白石委員 今、社会教育施設、いわゆる公民館とか図書館の自動水栓化も、ここで着手するということかと思えますけれども、公民館でいうと、公民館のトイレという理解でよろしいのでしょうか。

松本生涯学習課長 そのとおりでございます。

白石委員 公民館のトイレの部分、大体手洗いがトイレごとに2つずつあるかなと思うのですけれども、それを全部自動水栓にするということではよろしいのでしょうか。

松本生涯学習課長 そのような考えでございます。

白石委員 基本的には学校も全部自動水栓化にするということでしょうか。

鈴木教育長 学校は手洗い場のところで一部蛇口の物は残すようです。基本的にトイレは自動水栓だけれども、手洗いの場のところは一部蛇口とすると。

米山学校施設課長 小・中学校のトイレにつきましては全て自動水栓になっております。あと廊下にある水道につきましても、1つおきに基本的には自動水栓。あと、うがいなどをする必要があるので、上に向けられるような普通の蛇口も廊下には設置している、そういう状況になっています。

以上です。

白石委員 学校は外にある水道は自動水栓にはしていないのでしたよね。それはホースをつけたり、散水したりとかということからなののでしょうか。

米山学校施設課長 おっしゃられるとおり、いろいろな用途で使う部分がございますので、自動水栓にはしていない部分がございます。

以上です。

白石委員 外で自動水栓になっている部分もありますか。

米山学校施設課長 外の部分は基本的には自動水栓にはしていないような状況になっております。

白石委員 ホースをつけたりするのがあるので、いいのかなと思います。逆に外の方が泥で汚れた手を洗ったりするのであまり、幾つかはそういうのがあったほうがいいのかなと

も思いました。

以上です。

平岩委員 感想ですけど、かなり大きな補正予算ということになりますけれども、営繕事業とかもそうなのですが、物価高騰の電気代ですとか、それから本来だったらなかったらいい災害の復旧事業ですとか、そういったところが、こういうふうにかかってくるのだなということを見ていて感じました。でも、これだけ予算が取れば肅々と進めることができますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

鈴木教育長 よろしいでしょうか。

それでは、これより採決を行います。

はじめに、議案39号「令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正（第5号）について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第39号は可決されました。

次に、議案第40号「令和4年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正（第6号）について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第40号は可決されました。

相模原市指定文化財の指定に係る諮問について

（公開しない会議 原案どおり可決）

鈴木教育長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉 会

午前11時27分 閉会